

第十三回 参議院建設委員会議録第二十五号

(四五四)

昭和二十七年四月十八日(金曜日)午前十時四十分開会
出席者は左の通り。

委員長

廣瀬與兵衛君

理事

赤木正雄君

委員

田中一君

政府委員

特別調達局長官

建設省道路局長

深水六郎君

事務局側

松浦定義君

常務委員
特別調達局長官
建設省住宅局長
師岡健四郎君
事務局側
常任委員
専門員
菊池璋三君

根道廣吉君

明君

篤君

- 本日の会議に付した事件
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する法律案(内閣送付)
- 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 道路整備特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。
- まず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協

定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題に供します。本法案に対する政府の御説明を願います。

○政府委員(根道広吉君) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案提案の理由の概略を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基いて締結されました行政協定によりまして、日本国は

第一条に掲げる目的の遂行に必要な施

設及び区域を提供することと相成りました。

アメリカ合衆国に対し、安全保障条約

の調整を図ることが、この法律案の目

的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とします

る土地等が民有のものでありまする場

合は、日本政府はこれらの所有者又は

権利者と相互の自由意思に基く賃貸借

若しくは売買等の契約に基いて土地等

の使用権又は所有権を取得いたしまし

て、これをアメリカ合衆国軍隊に提供

するのが本来の建前でございまして、

このため日本政府としては所有者又は

権利者との自由意思に基く契約の締結

のためあらゆる努力をいたす考え方でございますが、これらの努力にもかかわ

らず相互の合意に基く契約の締結が不

可能に相成りまする場合には、止むを

得ずこの法律により目的物を使用又は

収用しうることといたしまして、條約

等の使用等に関する特別措置法案提

案の理由の概略を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基いて締結されま

した行政協定によりまして、日本国は

アメリカ合衆国に対し、安全保障条約

の義務を履行するためアメリ

カ合衆国軍隊の必要とする土地等の使

用又は収用手続について必要な規定を

し、以て条約の遵守と私有の財産権と

の調整を図ることが、この法律案の目

的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とします

る土地等が民有のものでありまする場

合は、日本政府はこれらの所有者又は

権利者と相互の自由意思に基く賃貸借

若しくは売買等の契約に基いて土地等

の使用権又は所有権を取得いたしまし

て、これをアメリカ合衆国軍隊に提供

するのが本来の建前でございまして、

このため日本政府としては所有者又は

権利者との自由意思に基く契約の締結

のためあらゆる努力をいたす考え方でございますが、これらの努力にもかかわ

らず相互の合意に基く契約の締結が不

可能に相成りまする場合には、止むを

得ずこの法律により目的物を使用又は

収用しうることといたしまして、條約

等の使用等に関する特別措置法案提

案の理由の概略を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基いて締結されま

した行政協定によりまして、日本国は

アメリカ合衆国に対し、安全保障条約

の義務を履行するためアメリ

カ合衆国軍隊の必要とする土地等の使

用又は収用手続について必要な規定を

し、以て条約の遵守と私有の財産権と

の調整を図ることが、この法律案の目

的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とします

る土地等が民有のものでありまする場

合は、日本政府はこれらの所有者又は

権利者と相互の自由意思に基く賃貸借

若しくは売買等の契約に基いて土地等

の使用権又は所有権を取得いたしまし

て、これをアメリカ合衆国軍隊に提供

するのが本来の建前でございまして、

このため日本政府としては所有者又は

権利者との自由意思に基く契約の締結

のためあらゆる努力をいたす考え方でございますが、これらの努力にもかかわ

らず相互の合意に基く契約の締結が不

可能に相成りまする場合には、止むを

得ずこの法律により目的物を使用又は

収用しうることといたしまして、條約

等の使用等に関する特別措置法案提

案の理由の概略を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基いて締結されま

した行政協定によりまして、日本国は

アメリカ合衆国に対し、安全保障条約

の義務を履行するためアメリ

カ合衆国軍隊の必要とする土地等の使

用又は収用手続について必要な規定を

し、以て条約の遵守と私有の財産権と

の調整を図ることが、この法律案の目

的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とします

る土地等が民有のものでありまする場

合は、日本政府はこれらの所有者又は

権利者と相互の自由意思に基く賃貸借

若しくは売買等の契約に基いて土地等

の使用権又は所有権を取得いたしまし

て、これをアメリカ合衆国軍隊に提供

するのが本来の建前でございまして、

このため日本政府としては所有者又は

権利者との自由意思に基く契約の締結

のためあらゆる努力をいたす考え方でございますが、これらの努力にもかかわ

らず相互の合意に基く契約の締結が不

可能に相成りまする場合には、止むを

得ずこの法律により目的物を使用又は

収用しうることといたしまして、條約

等の使用等に関する特別措置法案提

案の理由の概略を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基いて締結されま

した行政協定によりまして、日本国は

アメリカ合衆国に対し、安全保障条約

の義務を履行するためアメリ

カ合衆国軍隊の必要とする土地等の使

用又は収用手続について必要な規定を

し、以て条約の遵守と私有の財産権と

の調整を図ることが、この法律案の目

的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とします

る土地等が民有のものでありまする場

合は、日本政府はこれらの所有者又は

権利者と相互の自由意思に基く賃貸借

若しくは売買等の契約に基いて土地等

の使用権又は所有権を取得いたしまし

て、これをアメリカ合衆国軍隊に提供

するのが本来の建前でございまして、

このため日本政府としては所有者又は

権利者との自由意思に基く契約の締結

のためあらゆる努力をいたす考え方でございますが、これらの努力にもかかわ

らず相互の合意に基く契約の締結が不

可能に相成りまする場合には、止むを

得ずこの法律により目的物を使用又は

収用しうることといたしまして、條約

等の使用等に関する特別措置法案提

案の理由の概略を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基いて締結されま

した行政協定によりまして、日本国は

アメリカ合衆国に対し、安全保障条約

の義務を履行するためアメリ

カ合衆国軍隊の必要とする土地等の使

用又は収用手続について必要な規定を

し、以て条約の遵守と私有の財産権と

の調整を図ることが、この法律案の目

的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とします

る土地等が民有のものでありまする場

合は、日本政府はこれらの所有者又は

権利者と相互の自由意思に基く賃貸借

若しくは売買等の契約に基いて土地等

の使用権又は所有権を取得いたしまし

て、これをアメリカ合衆国軍隊に提供

のが本来の建前でございまして、

このため日本政府としては所有者又は

権利者との自由意思に基く契約の締結

のためあらゆる努力をいたす考え方でございますが、これらの努力にもかかわ

らず相互の合意に基く契約の締結が不

可能に相成りまする場合には、止むを

得ずこの法律により目的物を使用又は

収用しうることといたしまして、條約

等の使用等に関する特別措置法案提

案の理由の概略を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基いて締結されま

した行政協定によりまして、日本国は

アメリカ合衆国に対し、安全保障条約

の義務を履行するためアメリ

カ合衆国軍隊の必要とする土地等の使

用又は収用手続について必要な規定を

し、以て条約の遵守と私有の財産権と

の調整を図ることが、この法律案の目

的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とします

る土地等が民有のものでありまする場

合は、日本政府はこれらの所有者又は

権利者と相互の自由意思に基く賃貸借

若しくは売買等の契約に基いて土地等

の使用権又は所有権を取得いたしまし

て、これをアメリカ合衆国軍隊に提供

のが本来の建前でございまして、

このため日本政府としては所有者又は

権利者との自由意思に基く契約の締結

のためあらゆる努力をいたす考え方でございますが、これらの努力にもかかわ

らず相互の合意に基く契約の締結が不

可能に相成りまする場合には、止むを

得ずこの法律により目的物を使用又は

収用しうることといたしまして、條約

等の使用等に関する特別措置法案提

案の理由の概略を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基いて締結されま

した行政協定によりまして、日本国は

アメリカ合衆国に対し、安全保障条約

の義務を履行するためアメリ

カ合衆国軍隊の必要とする土地等の使

用又は収用手続について必要な規定を

し、以て条約の遵守と私有の財産権と

の調整を図ることが、この法律案の目

的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とします

る土地等が民有のものでありまする場

合は、日本政府はこれらの所有者又は

権利者と相互の自由意思に基く賃貸借

若しくは売買等の契約に基いて土地等

の使用権又は所有権を取得いたしまし

て、これをアメリカ合衆国軍隊に提供

のが本来の建前でございまして、

このため日本政府としては所有者又は

権利者との自由意思に基く契約の締結

のためあらゆる努力をいたす考え方でございますが、これらの努力にもかかわ

らず相互の合意に基く契約の締結が不

可能に相成りまする場合には、止むを

得ずこの法律により目的物を使用又は

収用しうることといたしまして、條約

等の使用等に関する特別措置法案提

案の理由の概略を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基いて締結されま

した行政協定によりまして、日本国は</p

公庫法の一部について改正を図る必要
が認められるに至つたのであります。

第一に住宅金融公庫の貸付金の財源は、右に述べました如く当初政府出資金と対日援助見返資金特別会計よりの交付とによつたのであります。昭和二十七年度におきましては、国家財政の都合上政府出資金五十億円と資金運用部資金よりの借入金百億円によるところになつております。そうして資金運

用部からの借入金の利率は、昭和二十一年度当初におきましては、五分五厘でございましたが、その後年六分六厘に引上げられましたので、公庫の経営条件上貸付金の利率を現状のままに据置くことが不可能となり、五厘だけ引上げるのは止むを得ない次第に相成つたのをございます。

これに伴う公庫利用者の負担の増加を極力軽減し、且つ都市における耐火構造の住宅の建設を助成いたすため、行いたいと考えるのであります。

第二に公庫業務の経験によりますと、公庫から貸付を受けて住宅を建設しようとするものは、住宅の建設に関する知識

しましては殆んど知識に乏しく、経験の少いものであります。適当な土地の入手や、住宅の建設に関する手続、交渉等に極めて難没いたしております。時に悪徳業者の巧言に惑わされて、思ひざる損害を蒙つて、多くあります。この点に於いては、確実な事業者に直接公庫の融資をして、優良な住宅を建てさせることと、住宅困难者の利便と貸付金の使途の適正を図り、所以と存するのであります。

第三に公庫はその債権を保全するた
め、至る所々の貸付二、三の主出につ

従来公庫の貸付にかかる任半は、
して、火災保険をつけさせる取扱いと
して参つたのであります。が、火災以外
の災害に対しても、債権保全の万全を
期する必要があり、且つこれと共に債務者
の負担をできるだけ軽減するため
に、公庫みずから災害補償契約を締結
する途を開きたいと考えております。
なお公庫の申込者は実際貸付を受けは

る現状ができるものの数倍に及んでおり、高額となりますので、申込者全員につきまして必要最小限度の申込審査(手数料を徴収いたしまして、その業務費の一部に繰入れたいと考えております。以上住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に関しまして、その主なる占

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは法案に対する質問はあとに廻します。しかし申上げたのでありますか、何分よろしくお願ひいたします。

昭和一十七年四月十七日
参議院運輸委員長 山縣 勝見
参議院建設委員長 广瀬興兵衛殿
道路整備特別措置法案について
標記の件について四月十七日開
の運輸委員会において左記の通り
望意見を決定いたしましたからよ
しく御高配下さるようお願ひいた
ます。

法律案の実施により混合交通記

の制度を設くる必要あらば、
も高速度交通を要素とする近
路の性質に鑑み、他の高速度交
通との調整をも考慮し、総合考
慮する一環としての道路政策に
貢献することを要望する。なま
くは、遠道及び長大な寄架のよ
うな、

（廣瀬與兵衛君）速記を始
記中止

一君 この際局長にお伺いし
前年度は五十一億八千万のうち
又は補助工事に対する予算を
年度は六十五億三千一百万の
つておりますが、この金額の
うものはたかく十三億ぐら
ですが、これに対しても事業量
のくらい植えておるのでですか
の見積りは……。金額の違い
増加しておりますが、事業に
どのくらい植えておるのでです

あなたの見返はですね

事業の内地の分についてだけの御質問でございますが、御承知のように今まで一度は舗装費、それから橋梁の整備費といふものが著しく積んでおりまするから、仕事の量として直ちに比較するとは相当困難なのでありまするが、この道路の改修関係だけについて申しとすると、約三割くらい積んでおるのであります。まことに、これは直上りの関係から

○田中一君 この法案の提案理由を見ますと、道路の整備を促進するということになると思います。

いて解決されるような方法はないか
従つてその促進の反語の、遅延する
延の原因は何にあるかということを
説明願いたいのです。促進するとい
理由はわかりますが、促進する方法
して予算の増額か、或いは技術の改
といいますか、工夫といいますか、
ういうものの今の遅延されておると
う原因がどこにあるかということを

○政府委員(菊池明君) 説明願いたいと思う。
きましても改良すべき点はたくさんあります。特に道路につきましては今まで我が国では余り機械を使いませんでしたが、大いに機械化してやつてかなければならん。それから戦争中から技術は低下いたしまして、人間質等の低下のために仕事の質も落としている。また関係もありますが、それは極めて悪化するにしなければならん。

から機械化を促進しなければなりません。このこと

化の問題にいたしましても、これは(は)械は余りまだ機械そのものが拡充しないませんので、やはり予算の事業の高による。それから仕事の量からしますとどうしてもやはり予算を上ることが先ず第一の問題であると思 ます。

が、二億円かの予算を取り、あなたが希望されておるところの機械化が少しでも前進するという段階に来ておると思います。同時に予算においては十三億の増加になつております。内の工事ですね……。昨年は五十一億円、今年が六十五億三千万円と一件事情で正しいのでございましよう

○政府委員(菊池明君) ええ、そうござります。
○田中一君 そうしますと、機械化化して、
以て一応あなたの技術的な御希望を具
足し、且つ十三億の予算の増額が見
れた。併しながらまだ事業量として見
れども、昨年も今年も余り變りないという御
弁でしたが、それは資金又は資材こそ
他の關係で、それにしてもなお且つ

算と事業との均衡がとれない」と、いうわけですか。

○政府委員(猪池明君) まあ概括の字を申上げておりまして、大体端耗が非常に殖えておりまするから、少しつと比較するのが無理なのであります。が、三割くらい改良、つまり土工とか橋梁とかで三割くらいということになりますと、大体仕事の量が同じいというふうに我々は見るのであります。

○田中一君 この昨年ですか、予算案を作成中大蔵当局とは道路政策についてどういう折衝があつてこれに落ちついたか、その経緯をお話願いたいと思うのです。今度の法案について特別会計で十五億の予算を計上しておりますね、この十五億はプラスにならなかつたのかどうか。初めから道路予算を計上するときに十五億という特別会計となればこれは別途に考えて初めからやつたものか、その点を折衝の過程ですね、或いはあなたのほうの事務局において考え方をされたところの予算の増額、あなたが期待するような予算の増額という点についてどういう経過を経てこれに落ちついたか御説明願いたいと思います。

○政府委員(菊池明君) 我々が折衝いたしました当時は、両方併行に持つて参りました。公共事業費のほうから特別会計によつてやるものを今年度の分は抜いて折衝をしたわけあります。

○田中一君 そうしますと当初から大体十五億の特別会計によつてやるものと、一般会計の分と二つに分けて計画されたわけですね、その際一般会計から支出するところの道路予算というものを原案は幾らに見込んであつたか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(菊池明君) これは当初は昨年の夏頃であります、その頃はまだ特別会計の問題は起きておりませんので、その頃最初の我々の案は四百八十億くらいであつたと思いますが、そういう線でありましたので、よほど開きがあつた。それから次に百七十億くらいに下がつて折衝が押詰められたことがありましたが、その次の段階になつた

とき

に

お

こ

と

く

な

い

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

<

昭和二十七年四月三十日印刷

昭和二十七年四月三十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所